

附 編

1 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る法令

- ・文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）
- ・文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）
- ・国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）
- ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成12年4月28日文部大臣裁定）
- ・重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年三月四日文部科学省令第五号）

2 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る条例

- ・千歳市文化財保護条例（昭和52年条例第2号）
- ・千歳市埋蔵文化財センター条例（平成22年条例第2号）

3 北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書

（平成27年3月 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議）

（『国指定史跡 キウス周堤墓群保存管理計画』（平成28年1月 千歳市教育委員会）所収）

1 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る法令

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年法律第二百十四号）

最終更新：令和二年六月十日公布

（令和二年法律第四十一号）改正

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百十一条第一項第四号、第五百十三

条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えてはならない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文

文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係

る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

（解除）

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第一百三十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか

若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有

者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。
- 第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
 - 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
 - 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

- 第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

- 第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

- 第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

- 第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

- 第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

- 第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

- 第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項か

ら第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(登録記念物保存活用計画の認定)

- 第百三十三条の二 登録記念物の管理団体（前条において準用する第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。）又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画（以下「登録記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該登録記念物の名称及び所在地
 - 二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的

な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第三十三條の三 前條第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同條第四項の認定（次条において準用する第六十七條の三第一項の変更の認定を含む。第五十三條第二項第二十四号において同じ。）を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第三十三條において準用する第六十四條第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(準用)

第三十三條の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七條の三及び第六十七條の五から第六十七條の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七條の三第一項中「前條第四項」とあるのは「第三十三條の二第四項」と、同條第二項中「前條第四項及び第五項」とあるのは「第三十三條の二第四項及び第五項」と、第六十七條の五中「第六十七條の二第四項」とあるのは「第三十三條の二第四項」と、第六十七條の六第一項中「第六十七條の二第四項各号」とあるのは「第三十三條の二第四項各号」と読み替えるものとする。

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第六十二條 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときはその規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三條 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三條第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第六十四條 前條の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第六十五條 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八條第一項又は第三項（第七十八條第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九條第二項（第七十九條第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第九條第三項（第十條第三項及び第十二條第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各

庁の長に対し行うものとする。

- 4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第三百三十四条第二項（第三百三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第九十九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
- 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。
- 六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。）及び第三百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第一百五十条第二項の規定を準用する。
- 3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る

事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第百七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官

は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

- 一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。
- 二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第二百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第六十八条第一項（第一

号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について第七十条の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の六 文部科学大臣は、第七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

第七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該

地方公共団体その他の法人の収入とする。

- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三十条の規定を準用する。

第七百七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第七百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七百七十二条第二項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第一百六条第一項及び第一百七十七条の規定を準用する。

第七百七十四条の二 第七百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第二百九条の二から第二百九条の七までの規定を準用する。

- 2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第二百九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第二百九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七百七十五条 第七百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必

要な限度において、無償で使用することができる。

- 2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第七百七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七百七十七条 第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

（登録有形文化財等についての国に関する特例）

第七百七十八条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項又は第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

- 2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第五十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。
- 3 国の所有又は占有に属する記念物について第三百二十二条第一項の規定による登録をし、又は第三百三十三条で準用する第五十九条第一項から第三項までの規定による登録の抹消をしたときは、第三百三十二条第二項で準用する第九十条第三項又は第三百三十三条で読み替えて準用する第五十九条第四項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

第七百七十九条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない

ない。

- 一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。
 - 二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
 - 三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
 - 四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
 - 五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。
 - 六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
 - 七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。
 - 3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第三十三条又は第六十一条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第四号に掲げる場合に係る通知には第六十二条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第百十五条第二項の規定を準用する。
 - 4 第一項第五号及び第二項に規定する現状変更については、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。
 - 5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第百七十九条の二 国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた

場合において、その登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画がそれぞれ第六十七条の二第四項各号、第九十条の二第四項各号又は第百三十三条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第百七十九条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第百七十九条の四 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画、第九十条の二第三項に規定する事項が記載された登録有形民俗文化財保存活用計画又は第百三十三条の二第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画について第百七十九条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条において同じ。）を得た場合において、当該登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百七十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第百七十九条の五 文部科学大臣は、第百七十九条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

第百八十条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第百八十一条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第六十条第三項から第五項まで、第六十三条第二項及び第六十七条第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

- 2 国の所有に属する登録記念物については、第百三十三条で準用する第百十三条から第百十八条までの規定は、

適用しない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(文化財保存活用大綱)

第百八十三条の二 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

- 2 都道府県教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十三条の三 市町村教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に關する総合的な計画(以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に關する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

- 3 市町村教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
- 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村教育委員会に通知しなければならない。
- 8 市町村教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村(以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。)教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村教育委員会は、第百八十三

条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収）

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

（市町村への助言等）

第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、

相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該市町村
 - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
 - 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第二百十条、第二百九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開

の停止命令

- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条（第八十六条及び第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三百三十条（第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百二十五条第五項
 - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理する事務）

- 第八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。
- 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

（出品された重要文化財等の管理）

- 第八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条（第八十五条で準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

（修理等の施行の委託）

- 第八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三

条第一項又は第七十條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第九十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九條の規定を、第二百二十三條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

（重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導）

第八十七條 都道府県又は指定都市教育委員会は次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
- 二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十條において準用する第三十一條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。） 当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
- 三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧

- 2 都道府県又は指定都市教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九條第一項及び第二項の規定を準用する。

（書類等の経由）

第八十八條 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

- 2 都道府県教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第八十九條 都道府県及び市町村教育委員会は、当該

都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

（地方文化財保護審議会）

第九十條 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（文化財保護指導委員）

第九十一條 都道府県及び市町村教育委員会（当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体）に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

（事務の区分）

第九十二條 第一百十條第一項及び第二項、第一百十二條第一項並びに第一百十條第三項及び第一百十二條第四項において準用する第九十條第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四節 文化財保存活用支援団体

（文化財保存活用支援団体の指定）

第九十二條の二 市町村教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

- 2 市町村教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変

更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

- 2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、

文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

文化財保護法施行令 (抜粋)

(昭和五十年政令第二百六十七号)

最終更新：平成三十一年三月三十日公布 (平成三十一年政令第十八号) 改正

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 (略)

2～3 (略)

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるものハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）

る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたもの)にあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

5～9(略)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号)

最終改正：平成三十一年三月二十九日 文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。

以下「法」という。))第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。))、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
 - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合に於ては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第二百十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの

届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項(法第二百十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）
 （昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号）
 最終改正：平成八年十月二十八日 文部省告示第一八五号

(前略)

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治水・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの
(後略)

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- 一 動物
 - (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
 - (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
 - (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚

- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 氷雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域 (天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (抜粋)
(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号)
最終改正：平成三十一年三月二十九日 文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地

番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村)
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成三十一年三月二十九日 文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第二百十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置する

ことを妨げない。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市)の名称。第四条第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）

最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(抜粋)
(平成12年4月28日文部大臣裁定)
(平成31年3月29日最終改正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県若しくは市(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会(当該都道府県又は市が文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

- (3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」

として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又

は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のために必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

（後略）

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（抜粋）
（平成三十一年三月四日文科科学省令第五号）

第七節 史跡名勝天然記念物保存活用計画

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請）

第三十四条 法第百二十九条の二第一項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十六号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第百二十九条の二第三項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三十六条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる

書類、図面及び写真

イ 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

ハ 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承諾書

ニ 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書

ホ 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書

ヘ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第三十五条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の記載事項）

第三十六条 法第二百二十九条の二第二項第四号（法第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画の名称

二 史跡名勝天然記念物の指定年月日

三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 その他参考となるべき事項

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。次条第一号において同じ。）

二 現状変更等を必要とする理由

三 現状変更等の内容及び実施の方法

四 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の基準）

第三十七条 法第二百二十九条の二第四項第四号（法第二百二十九条の三第二項（法第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること。

二 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること。

三 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがないこと。

四 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがないこと（前号に掲げるものを除く。）。

五 史跡名勝天然記念物（動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び植物（自生地を含む。）に限る。）の生息環境又は生態系に著しい影響を及ぼすおそれがないこと（前二号に掲げるものを除く。）。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の軽微な変更）

第三十八条 法第二百二十九条の三第一項（法第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

二 史跡名勝天然記念物の現状変更等（法第二百二十五条第一項の許可を受けなければならないもの又は法第六百六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による同意を求めなければならないものに限る。）に関する変更

三 前二号に掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

（現状変更等の許可の特例の際の様式）

第三十九条 法第二百二十九条の四（法第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、現状変更等の結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

2 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る条例

千歳市文化財保護条例

(昭和52年4月1日条例第2号)

改正：平成19年12月17日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、市域内に所在する文化財のうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のための必要な措置を講じ、もって市民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項に規定する文化財をいう。

(市民、所有者等の心構え)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な市民の財産であることを自覚し、その保存及び文化的活用に努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(審議会)

第4条 190条第1項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として、千歳市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し教育委員会に建議することができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

6 教育委員会は、特別な事項を調査審議するため必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 特別委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(指定)

第7条 教育委員会は、市内に所在する文化財のうち法又は北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）の規定に基づき指定を受けたもの（以下「国等指定文化財」という。）を除き、市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを所有者及び権原に基づく占有者、保持者又は保持団体（無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得て、市の文化財に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により無形文化財又は無形民俗文化財の指定を行おうとするときは、当該無形文化財又は無形民俗文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

(解除)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定により市の文化財として指定した文化財（以下「市指定文化財」という。）がその文化的価値を失ったときその他特別な事由が生じたときは、指定を解除することができる。

2 市指定文化財が市内に所在しなくなつたとき、又は国等指定文化財になつたときは、前条第1項の指定は解除されたものとする。

(指定又は解除の告示)

第9条 教育委員会は、前2条の規定により文化財を指定し、又はその指定を解除したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(管理の義務)

第10条 市指定文化財の所有者、占有者、保持者又は保持団体（以下「所有者等」という。）は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従いその文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。

(所有者等の変更等)

第11条 市指定文化財の所有者等変更となつたときは、新たな所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定文化財の所有者等は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したとき（保持団体にあつては、代表者を変更したとき、及び代表者の氏名又は住所を変更したときを含む。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出

なければならない。

- 3 市指定文化財である無形文化財又は無形民俗文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になったときは、相続人又は保持者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。）も、代表者であつた者について、同様とする。

（所在の変更等）

第12条 所有者等は、市指定文化財が次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 市指定文化財の所在する場所を変更しようとするとき。
- (2) 市指定文化財の全部又は一部が破損し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれを亡失したとき。
- (3) 市指定文化財である記念物の所在、地番、地名又は地積に異動があつたとき。

（現状の変更等）

第13条 所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等その他関係者がその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、修理その他維持の措置をする場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の許可をするときは、市指定文化財の保護に関し必要な指示を与え、又は条件を付すことができる。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、現状変更等の行為の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

（修理等の届出）

第14条 所有者等は、市指定文化財の修理その他維持の措置をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、同項の修理等について必要な指導をし、又は助言を与えることができる。

（管理保存の勧告等）

第15条 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対し当該保存のための措置を講ずるよう勧告することができる。

（調査、報告等）

第16条 教育委員会は、所有者等の同意を得て市指定文化財を調査し、又は所有者等に対しその管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

（補助金の交付）

第17条 市長は、市指定文化財の保存及び記録作成のため必要があると認めるときは、所有者等その他関係者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 市長は、前項の補助金を交付するときは、補助の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第一項の補助金を受けた者が次の各号の一に該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (2) 申請の目的以外の用途に補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の対象となつた文化財を他に有償で譲渡したとき。

（出品又は公開の勧告）

第19条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、期間を定めて、教育委員会の行う公開の用に供するためその文化財を出品し、又は自ら公開するよう勧告することができる。

（損失の補償）

第20条 市長は、前条の規定による出品又は公開によりその文化財が破損し、汚損し、又は滅失したときは、所有者等に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該破損、汚損又は滅失が所有者等の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千歳市文化財調査委員会条例（昭和33年千歳市条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際現に旧条例による千歳市文化財調査委員会の会長、副会長、委員及び臨時委員の職にある者は、この条例の施行の日においてそれぞれこの条例による千歳市文化財保護審議会の会長、副会長、委員及び特別委員とみなす。
- 4 前項の規定によりこの条例による審議会の委員とみなされた者の任期は、それぞれその者が旧条例による千歳市文化財調査委員会の委員となつた日から起算する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

千歳市埋蔵文化財センター条例

(平成22年3月5日条例第2号)

改正：平成22年6月15日条例第35号

(設置)

第1条 埋蔵文化財等の文化財の調査研究及び保護保存を行うとともに、その活用を図るため、千歳市埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千歳市埋蔵文化財センター	千歳市長都 42 番地の 1

(事業)

第3条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化財の調査研究に関する事業
- (2) 文化財の保護保存及び整備に関する事業
- (3) 文化財の収集、整理及び保管に関する事業
- (4) 文化財の知識の普及及び啓発に関する事業
- (5) その他埋蔵文化財センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(管理)

第4条 埋蔵文化財センターは、教育委員会が管理する。

2 埋蔵文化財センターの開館時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

3 埋蔵文化財センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(禁止行為)

第5条 埋蔵文化財センターでは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある行為
- (2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがある行為
- (3) その他教育委員会が埋蔵文化財センターの管理上特に必要があると認めて禁止する行為

(職員)

第6条 埋蔵文化財センターに、センター長その他必要な

職員を置く。

(損害賠償の義務)

第7条 埋蔵文化財センターを利用する者は、施設の利用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその者の責めに帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

第8条 教育委員会の承認を受けた者以外は、施設及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成22年3月教委規則第7号で、同22年4月1日から施行）

附 則（平成22年6月15日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書

北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書

平成 27 年 3 月

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

はじめに

函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町の 5 市町では、北海道と北東北 3 県とともに縄文遺跡群の世界文化遺産への登録推進に取り組んでおられると承知いたしております。しかしながら、その資産を構成する 5 市町の 6 史跡（大船遺跡、垣ノ島遺跡、キウス周堤墓群、北黄金貝塚、入江・高砂貝塚、鷲ノ木遺跡）の保存管理計画については、まだ作業途上にあり、早期の策定が望まれています。

平成 26 年 3 月に、各史跡の保存管理計画を統一された内容で策定するために、5 市町が合同で北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会を設立し、本北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議に対して、保存管理計画策定のための内容検討が指示されました。

本委員会におきましては、それを受けて、6 史跡の本質的価値や公開・活用の方策などについて 4 回にわたり検討し、ここに提言書としてまとめました。

史跡は、わが国の歴史と文化を知るうえで欠くことのできない国民共有の財産であり、その保存管理計画については、史跡を保全し後世まで確実に引き継ぐことはもとより、適正に公開し活用を図るための指針となるものであります。5 市町におきましては、本提言を踏まえて、昨今求められている地域住民に愛される「市民遺産」としての観点も取り入れながら、適切な保存管理計画の策定とその実施を強く望む次第です。

平成 27 年 3 月 19 日

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

委員長	越田 賢一郎
副委員長	小杉 康
委員	西山 徳明
委員	吉田 恵介

1 基本理念

今回、「北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議」で検討した 5 市町の 6 史跡（大船遺跡、垣ノ島遺跡、キウス周堤墓群、北黄金貝塚、入江・高砂貝塚、鷲ノ木遺跡）の保存管理計画について以下の通り提言する。

各市町にあつては、次に述べる北海道縄文遺跡群の主要な価値の提言に基づき各史跡の特性を把握し、保存管理計画におけるマネージメントの必要性、市民遺産としての活用などについて認識され、議論を重ねてきた内容を汲み取って、保存管理計画を速やかに策定されたい。

なお、これらの史跡は、現在世界遺産暫定リストに登録され、世界遺産申請を目指す状況にあり、その価値を各市

町が相互に理解し、保存管理計画策定にあたって共同で取り組まれることを望むものである。

（１）「北海道縄文遺跡群」の主要な価値について

縄文文化は、氷河期の終わりから後氷期にかけての地球規模での温暖化とそれともなう海水準の上昇・海進といった自然環境の変動の中で、新たに形成された湿潤・温暖な中緯度森林帯の海浜環境に適応し展開した人類文化の一つである。その最大の特徴は、一万数千年に及ぶ長期間にわたって、移動性の高い生活から本格的な定住生活にいたるまでの変化に富んだ居住様式を呈しながら、狩猟・漁撈・採集を中心として、一部に栽培も組み込んで多種多様な食料資源を開発した生業を基本としていた点である。その後半期には、分布域の東半にあたる日本列島東部・北部地域では、小地域を中心とした社会的な統合を強めるために祖先観念を象徴する大規模記念物が盛んに構築され、またそれらを介して地域社会間のゆるやかな交流が維持された。

北海道南西部から道央にかけて位置する「北海道縄文遺跡群」は、噴火湾沿岸の垣ノ島遺跡、大船遺跡、鷲ノ木遺跡、入江・高砂貝塚、北黄金貝塚と、石狩低地帯のキウス周堤墓群とからなる。入江・高砂貝塚と北黄金貝塚は、主に縄文文化前半期の海浜環境に適応した狩猟・漁撈・採集生活の様相として、また、垣ノ島遺跡と大船遺跡、鷲ノ木遺跡、キウス周堤墓群は主に縄文文化後半期の祖先観念を象徴する大規模記念物を介してゆるやかに結びついた地域社会の様相として、後氷期における多様な自然環境の日本列島において展開した人類文化の実態を具体的に示すことが史跡の最も主要な価値の中心である。

（２）保存管理計画におけるマネージメントの重要性について

史跡の保護は保存と活用がバランスよくなされなければならない。そうした史跡保護の原点に立つ時、二つの点からマネージメントに対する配慮が必要である。一つは史跡の持つ本来的な価値をどのように社会に情報発信していくか、もう一つは情報発信された側つまり利用者や納税者が満足するようなサービスはなにかというマーケティングという視点である。

情報発信については、史跡が実物として現地に存在することのリアリティを学芸員というインテリゲンチヤあるいは発掘や整備に関わるボランティア等の関係者がどのように情報を整理し発信するかが重要である。特に今日のような高度情報社会において、様々なメディア技術の変貌への対応は困難を極めるが、史跡情報のヴァーチャリティ以上に実物の持つリアリティの説得力は高い。またそのようなリアリティは学芸員ら史跡の調査や整備に関わる人々と史跡との関わりや活動から発信されることが多いと推察される。たとえば博物館や研究機関の研究室や発掘現場で行われる「こと」自体が多くの人々に興味を持たせた情報発

信の事例として、琵琶湖博物館の研究室の再現展示、多くの水族館や動物園のバックヤードツアー、旭山動物園の来園者に対するホスピタリティあふれるサインや展示方法など、多くの事例が見いだされる。

また史跡を訪れる利用者もその属性（学生か職業人か、観光客か住民か、男女の別、年齢・年代など）によって異なるニーズを持っており、史跡の本来的な価値と同様に公共（的）施設運営を行う際にはこれらのニーズにも関心を持ち、運営事業自体の必要性、有効性、達成目標、効率性などについて、長期的な戦略と短期的な戦術を持って様々なニーズに選択的に対応可能な運営管理に努力することが重要である。商品開発を行う上でマーケティングという手法が存在するが、史跡を訪れる人々がどのような行動を経て史跡を訪れるのか、どのような体験が満足度を生むのかなどを知ることはマーケティングを行う際の必要条件である。そのような視点からニーズ分析を行う際には、官公庁や観光、産業、交通といった関連分野との連携や彼らの知見に学ぶことも必須である。

史跡の保存管理計画を作成する際には、整備あるいは再整備された時点の姿をイメージするだけではなく、持続可能な形で地域の文化資産を次世代に手渡すことが重要である。そのためには過去の史跡から未来の地域や社会の知見を学べるような多くの人々が関わることでできる運営管理の計画作成が望まれる。言い換えれば、整備された姿を固定化するのではなく、それに至る過程や、整備後の利用者との関係を、史跡の価値と状況に応じて多様に、動的に構想していただきたい。

（３）「市民遺産」としての活用

各遺跡の整備活用に当たっては、「世界遺産」の構成資産としてふさわしい整備を目指すと同時に、地域住民にとっての「市民遺産」となることを目指すべきである。

「市民遺産」とは、地域住民に身近な文化的資産を、地域の視点、地域の価値観で取り上げ、その拾い上げた資産の管理を行政のみに頼らず、行政を含む地域社会全体が官民協働で守り継承しようとする考え方、運動論である。つまり、世界遺産の包括的保存管理計画の中では、遺跡を地域再生の資源として戦略的に位置づける一方で、遺跡は市民の遺産として代表されていくべきである。こうした近年重視されている、市民遺産でないものは世界遺産になるべきでないという先端的視点を、広く社会に浸透させるよう普及啓発に努めることが肝要である。

２ 課題への対応について

これまでに関係自治体において作成された各史跡の保存管理計画案に関し、全体的な課題や記載すべき事項等については次のとおり整理し検討を深めていただきたい。

（１）保存管理計画の構成や様式等について

５市町６遺跡の保存管理計画の策定については、北海道

或いは縄文遺跡を代表する史跡として、今後の保存管理への嚆矢となるものと捉えることができ、さらに世界遺産登録を見据えたものでなければならない。そのために、５市町村が合同で取り組むべきは、各遺跡に共通する本質的な価値を見出すとともに、各史跡の持つ個別の価値を明確にし、それを利用者にも最大限理解してもらえるよう、保存管理計画を策定することにある。

そのため、計画全体の構成や様式等については、関係する全ての計画で共通することが肝要で、用語等についても可能な限り整理・統一を図られたい。

（２）各遺跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素について

はじめに、本縄文遺跡群を構成するそれぞれの遺跡がもつ本質的価値が、「縄文文化」という一つの括りとしてどのような繋がりがあるかを把握することが重要な意味を持つものである。これらの一つの柱として、遺跡群が主に噴火湾を中心とした海岸沿いおよびその周辺域に位置していることから、「地勢」をキーワードとして、当時の生業や動線などの関係を明記するとともに、学術的担保を持った新たな視点で縄文文化を評価し、新しい価値観を各遺跡から見いだし位置づけられたい。

個別の史跡においては、その本質的な価値を豊かに把握する必要と方法を身に付けるとともに、「主要な価値」と「副次的な価値」に整理するなど工夫されたい。

（３）史跡周辺の環境・景観について

史跡の本質的価値を保全し、あるいは利用者に対して理解を促進するうえで、周辺環境・景観は不可分な関係にあり、地域住民や所有者或いは関係機関が連携を図りながら良好な景観形成を図ることが望ましい。その際には史跡の内側から見た景観と、外側から史跡を見た景観という視点から、何を保存し何を優先するかを踏まえ検討を図られたい。

また、周辺環境の保全には景観法に基づく景観条例が有効であり、第一に目指すべきと考えられるが、その他法制度をも使いながら周辺環境の保全を図るよう検討されたい。

（４）保存・整備・公開・活用について

言うまでもないことであるが、史跡を保護することは、単に現状を保存すればよいのではない。国民共有の財産として活用を図ることが肝要である。すなわち現代の人々に過去の遺跡の情報をいかにインタプリテーションするかが重要である。また、「市民遺産」という観点から市民・地域住民との連携や民間団体等との協働による長期的な取り組みを見据え、将来的にいかに貴重な歴史的、文化的資産の本質的価値を顕在化させ伝えるかという視点で、保存・活用について検討されたい。

また、すでに一定の整備が実現し、利活用に供されてい

る史跡にあっても、直面する諸課題を抽出し、その課題解決の方向性を明示されたい。

（５）史跡の管理について（災害、植生、モニタリングなど）

史跡の保全に際しては、地下水や雨水、大気汚染、動植物による影響などによる遺跡、遺構等への影響の経過観察など日常的な管理とともに、近年の異常気象等による風水害や地震、火山噴火などさまざまな自然災害についても考慮した管理を図られたい。

一方、史跡整備後における見学者による遺跡への影響や変化などを考慮した、適正な保存と活用の両立を図るよう留意されたい。

（６）世界遺産との整合性について

史跡の保存管理計画は、いかに史跡本来の本質的価値を踏まえた保存や利活用を図るかについて示すことが原則である。一方で、世界遺産登録は、史跡としての利活用の延長線上の一形態として捉えることができるものであることから、史跡の保存管理計画と世界遺産に求められる包括的保存管理計画におけるさまざまな視点は、矛盾することなく整合性を図ることは可能であり、保存管理計画の策定にあたり留意されたい。

史跡キウス周堤墓群保存活用計画

発行日 令和2年（2020）12月18日

発行者 千歳市教育委員会
066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

編集 千歳市教育委員会教育部主幹
（国指定史跡担当）
066-0001 千歳市長都42番1
TEL 0123（24）4210

印刷 千歳印刷株式会社
066-0064 千歳市錦町3-3
TEL 0123（23）2229